

年金調整課

年金調整課は、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱等に関する業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、市町村に交付する国民年金事務費交付金等に関する業務等を行っています。

1. 社会保険労務士に関する業務について

（1）概要

社会保険労務士は、労働・社会保険諸法令に基づいて、行政機関に提出する書類等の作成・提出代行や労働保険・社会保険に関する相談等を行う労働・社会保険の問題の専門家で、国家資格を有する者です（社会保険労務士法第2条、第3条）。

東海北陸厚生局では、社会保険諸法令に関するものについて、社会保険労務士に対する指導・監督のために、社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理や、社会保険労務士に対する報告徴収及び検査等の業務を行っています。

（2）実績（令和7年度）

ア 社会保険労務士の懲戒処分に係る不正に関する通知等の受理

社会保険労務士の不正に関して通知等を受理した事案はありませんでした。

イ 各県社会保険労務士会通常総会への出席

管内6県社会保険労務士会通常総会に出席し、社会保険制度の円滑な運営への協力を依頼しました。

＜参考＞ 社会保険労務士会の会員等の状況（令和8年3月31日現在）

	会 員	社会保険労務士法人
富 山 県	317 人	21 法人
石 川 県	357	21
岐 阜 県	612	33
静 岡 県	1,106	99
愛 知 県	3,002	178
三 重 県	466	21
計	5,860	373

※ 社会保険労務士法人とは、社会保険労務士法に基づき設立された法人

2. 年金委員の委嘱等に関する業務について

(1) 概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています（日本年金機構法第30条）。

また、年金委員は、厚生年金保険適用事業所（職場）で活動していただく「職域型」と、主に市町村の地域で活動していただく「地域型」に区分されています。

東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主や市町村等から推薦のあった方が年金委員として活動していただくために、年金委員の委嘱に関する審査・決定及び委嘱状の交付等の業務を行っています。

(2) 実績（令和7年度）

ア 委嘱状況

令和7年度に年金委員として1,935名の方を委嘱しました。

イ 年金委員証明書の交付

地域型の年金委員を委嘱した方等に年金委員証明書414件を交付しました。

ウ 年金委員功労者の表彰

年金委員として永年ご尽力いただいた10名の方について、年金委員功労者として厚生労働大臣表彰を行いました。

<参考>

年金委員の委嘱状況（令和8年3月31日現在）（単位：人）

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,120	85	2,205	2,088	70	2,158	2,053	88	2,141
石川県	1,493	125	1,618	1,532	93	1,625	1,565	102	1,667
岐阜県	2,523	108	2,631	2,576	109	2,685	2,640	129	2,769
静岡県	5,155	189	5,344	5,197	165	5,362	5,190	195	5,385
愛知県	5,212	199	5,411	5,389	185	5,574	5,677	269	5,946
三重県	1,563	122	1,685	1,619	106	1,725	1,695	131	1,826
計	18,066	828	18,894	18,401	728	19,129	18,820	914	19,734

年金委員功労者厚生労働大臣表彰の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
富 山 県	2 人	1 人	1 人
石 川 県	1	1	1
岐 阜 県	2	—	2
静 岡 県	3	3	3
愛 知 県	3	1	3
三 重 県	—	1	—
計	11	7	10

3. 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務について

(1) 概要

日本国内に住むすべての20歳以上の方は、国民年金に加入し、保険料を納付することになりますが、学生については、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」（以下「学特制度」といいます。）が設けられています（国民年金法第90条の3）。

学特制度を利用するためには、市町村等の窓口またはマイナポータルによる学生本人の申請が必要ですが、学生が申請しやすい環境を整備し、年金受給権を確保する観点から、大学や専門学校等が学生からの委託を受けて申請を代行できる「学生納付特例事務法人（以下「学特事務法人」といいます。）」制度が設けられています（国民年金法第109条の2の2）。

東海北陸厚生局では、学生が学特制度を利用しやすい環境を整備するために、管内の大学や専門学校等からの申請に基づく学特事務法人の指定等の業務を行っています。

(2) 実績（令和7年度）

ア 学特事務法人の指定

学特事務法人を新たに3件指定しました。

イ 学特事務法人指定への協力要請

管内247の大学や専門学校等に対して、学特制度の周知及び学特事務法人の指定に関する案内文書を送付し、協力要請を行いました。

〈参考〉

学生納付特例事務法人等の指定状況（令和8年3月31日現在）

	学生納付特例 事 務 法 人	代 行 事 務 を 行 う 学 校		
			学 特 事 務 法人の学校	学生納付特例 事 務 取 扱 教育施設（※）
富 山 県	1	3	3	—
石 川 県	6	11	10	1
岐 阜 県	4	9	6	3
静 岡 県	10	18	16	2
愛 知 県	25	53	52	1
三 重 県	4	6	5	1
計	50	100	92	8

※ 国及び地方公共団体等が設置する学校で、代行事務を行う申出をした学校

4. 国民年金事務費交付金等に関する業務について

（1）概要

国民年金事務費交付金等は、法令によって市町村が行う国民年金等の事務（届出の受理等）の処理に必要な費用について、国（厚生労働省）が市町村に対して交付するものです（国民年金法第86条）。

国民年金事務費交付金等は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である「法定受託事務」のほかに、地方自治法には定められていませんが、市町村が日本年金機構と協力・連携して行う「協力・連携事務」についても交付されます。

東海北陸厚生局では、この国民年金等事務交付金等の市町村への交付にあたり、市町村から提出される国民年金事務費交付金等に係る交付申請書の内容審査及び厚生労働本省への提出等の業務を行っています。

（2）実績（令和7年度）

ア 交付申請

管内の全市町村（194 市町村）について、令和 7 年度分の国民年金事務費交付金等の概算交付及び精算交付に係る申請書の審査を行い、厚生労働本省に申請書を提出しました。

イ 決算審査・報告

管内の全市町村（194 市町村）について、令和 6 年度分の国民年金等事務費に係る決算報告書の審査を行い、厚生労働本省に報告しました。

また、18 市町村に実際に赴き、国民年金事務費交付金等が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を行いました。

ウ 協力・連携計画書の審査・報告

管内の全市町村（194 市町村）について、令和 7 年度に市町村が行う協力・連携事務に係る計画書の審査を行い、厚生労働本省に協力・連携事務に係る費用を報告しました。

〈参考〉

国民年金事務費交付金等の交付状況

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
富 山 県 15 市町村	交付金額	157,466	154,059	162,391
	法定受託事務分	136,708	132,943	139,945
	協力・連携事務分	20,758	21,116	22,446
石 川 県 19 市町村	交付金額	228,851	226,044	235,570
	法定受託事務分	200,874	198,417	208,886
	協力・連携事務分	27,977	27,627	26,684
岐 阜 県 42 市町村	交付金額	418,060	420,217	421,963
	法定受託事務分	355,145	358,717	364,286
	協力・連携事務分	62,915	61,500	57,677
静 岡 県 35 市町村	交付金額	787,811	782,604	779,724
	法定受託事務分	685,128	684,150	683,492
	協力・連携事務分	102,684	98,453	96,231
愛 知 県 54 市町村	交付金額	1,735,375	1,697,221	1,672,820
	法定受託事務分	1,466,940	1,431,050	1,413,275
	協力・連携事務分	268,435	266,171	259,545

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
三重県 29市町村	交付金額	340,530	341,997	334,536
	法定受託事務分	296,743	299,337	294,708
	協力・連携事務分	43,787	42,660	39,828
計 194市町村	交付金額	3,668,094	3,622,142	3,607,004
	法定受託事務分	3,141,538	3,104,614	3,104,593
	協力・連携事務分	526,556	517,528	502,411

※ 千円未満四捨五入

5. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について

(1) 概要

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「給付金事務交付金」といいます。）は、法令によって市町村が行う年金生活者支援給付金（以下「給付金」といいます。）の事務（届出の受理等）の処理に必要な費用について、国（厚生労働省）が市町村に対して交付するものです（年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条）。

給付金事務交付金は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である「法定受託事務」のほかに、地方自治法には定められていませんが、市町村が日本年金機構と協力・連携して行う「協力・連携事務」についても交付されます。

東海北陸厚生局では、この給付金事務交付金の交付にあたり、市町村から提出される給付金事務交付金に係る交付申請書の内容審査及び厚生労働本省への提出等の業務を行っています。

(2) 実績（令和7年度）

ア 交付申請

管内の全市町村（194市町村）について、令和7年度分の給付金事務交付金の交付に係る申請書の審査を行い、厚生労働本省に申請書を提出しました。

イ 決算審査・報告

管内の全市町村（194市町村）について、令和6年度分の給付金事務費に係る決算報告書の審査を行い、厚生労働本省に報告しました。

また、18市町村に実際に赴き、給付金事務交付金が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を行いました。

〈参考〉

給付金事務交付金の交付状況

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
富山県 15市町村	交付金額	2,992	2,717	2,856
	法定受託事務分	2,922	2,610	2,719
	協力・連携事務分	71	107	137
石川県 19市町村	交付金額	5,286	4,730	4,650
	法定受託事務分	5,015	4,413	4,239
	協力・連携事務分	271	317	411
岐阜県 42市町村	交付金額	12,411	10,811	10,263
	法定受託事務分	11,856	9,500	9,218
	協力・連携事務分	555	1,312	1,046
静岡県 35市町村	交付金額	20,062	17,007	16,789
	法定受託事務分	19,446	16,225	15,919
	協力・連携事務分	615	782	870
愛知県 54市町村	交付金額	34,356	31,539	32,682
	法定受託事務分	32,840	29,592	30,252
	協力・連携事務分	1,516	1,947	2,430
三重県 29市町村	交付金額	9,164	8,071	8,141
	法定受託事務分	8,611	7,483	7,312
	協力・連携事務分	552	588	830
計 194市町村	交付金額	84,271	74,876	75,383
	法定受託事務分	80,690	69,823	69,658
	協力・連携事務分	3,581	5,053	5,724

※ 千円未満四捨五入